

令和 2 年 11 月 30 日招集の定例県議会
における追加議案の知事提案説明要旨

はじめに、去る11月30日に、一般職等の期末手当の改定を行う3つの議案を御議決いただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、県内における新規陽性者数が11月に入り高い水準で推移しており、11月21日には1日当たり過去最大の172人の陽性者が確認されています。

11月30日には、感染拡大に伴う入院患者数の増加を受け、本県が独自に設定した病床確保計画のフェーズを感染ピーク期であるフェーズ4に移行しました。

こうした県内の感染状況や隣接する東京都の対応状況等を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく飲食店等への営業時間短縮要請につきまして、11月30日に専門家の意見を伺ったところ、感染拡大防止の観点から実施していくことに賛同をいただきました。

そこで、本県といたしましても、12月4日から12月17日までの14日間、さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」に対し、営業時間を午前5時から午後10時までに短縮していただくよう協力を要請することといたしました。

今回の補正予算案は、この要請に14日間にわたり全面的に御協力いただいた事業者に対し、1店舗当たり28万円を協力金として支給することに要する経費を計上するものでございます。

財源につきましては、国が「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において創設した「協力要請推進枠」を活用してまいります。

この結果、一般会計の補正予算額は、19億4,283万2千円となり、既定予算との累計額は、2兆3,103億3,297万6千円となります。

なお、更なる感染拡大防止のために、営業時間短縮の要請を速やかに行う必要があります、そのための協力金の支給に係る本補正予算案につきましては、他の案件に先立って御審議いただきますよう、特段の御配慮をお願いするものでございます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。